

青森県報

第四千二百八十四号

平成二十九年
四月七日
(金曜日)

目 次

告 示

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による特定医師に診察を行わせることができる精神科病院の認定……………(障害福祉課) ……一
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による応急入院指定病院の指定……………(同) ……一
 - 特定計量器の定期検査の実施……………(商工政策課) ……一
 - 青森県農業振興地域整備基本方針の変更……………(構造政策課) ……五
- 公安委員会
- 警備員等の検定の実施……………(保安課) ……五

告 示

青森県告示第二百九十八号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十一条第四項及び第三十三条第四項の規定により、特定医師に診察を行わせることができる精神科病院を次のとおり認定した。

平成二十九年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定年月日	認定期限

津軽保健生活協
同組合藤代健生
病院

一 弘前市大字藤代二丁目一二の

平成二・四・一

平成三・三・三

青森県告示第二百九十九号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第三十三条の七第一項の規定により、応急入院指定病院を次のとおり指定した。

平成二十九年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日	指定期限
青森県立つくしが丘病院	青森市大字三内字沢部三五三の九二	平成二・四・一	平成三・三・三
医療法人芙蓉会芙蓉会病院	一 青森市大字雲谷字山吹九三の	〃	〃
津軽保健生活協同組合藤代健生病院	一 弘前市大字藤代二丁目一二の	〃	〃
医療法人清照会湊病院	八戸市大字新井田字松山下野場七の一五	〃	〃

青森県告示第二百号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

平成二十九年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

実 施 期 日	実 施 場 所	検査対象 区

五月二十四日	午後一時から 午後三時まで	海上自衛隊大湊総監部	むつ市
〃	午後一時から 午後三時まで	むつ市中央公民館	
五月二十三日	午前九時三十分から 正午まで	近川集会所	
五月二十二日	午前十一時から 正午まで		
〃	午後一時から 午後二時まで		
五月十九日	午前十時三十分から 正午まで		
〃	午後一時から 午後三時まで	黒石市役所上下水道課車庫	黒石市
五月十八日	午前十時三十分から 正午まで		
〃	午後一時から 午後三時まで		
五月十七日	午前十時三十分から 正午まで		
五月十六日	午前十時三十分から 午前十一時三十分まで	津軽みらい農業協同組合山 一りんごセンター	
〃	午後一時から 午後二時まで	六宝館	
五月十五日	午前十時から 午前十一時三十分まで	中郷公民館	
〃	午後一時から 午後三時まで	板柳町公民館	板柳町
五月九日	午前十時三十分から 正午まで		
〃	午後一時から 午後三時まで	川支店倉庫	
平成二十九年 五月八日	午前十時三十分から 正午まで	津軽みらい農業協同組合泊 川支店倉庫	

五月二十五日	午前九時三十分から 正午まで	むつ市役所本庁舎開放エリ ア	
〃	午後一時から 午後三時まで		
五月二十六日	午前九時三十分から 正午まで	小泊漁業協同組合	
五月二十九日	午前十一時から 正午まで	すすくこどもり館	
〃	午後一時から 午後二時まで		
五月三十日	午前十一時から 正午まで	つがるにしきた農業協同組 合内潟事業所倉庫(旧第六 号倉庫)	中泊町
〃	午後一時から 午後三時まで		
五月三十一日	午前九時三十分から 正午まで	〃 武田事業所倉庫(旧第二 号倉庫)	
〃	午後一時から 午後三時まで		
六月一日	午前十時三十分から 正午まで	中央公民館車庫	
〃	午後一時から 午後三時まで		
六月二日	午前十時三十分から 正午まで		
〃	午後二時から 午後三十分まで	五所川原市十三コミニ テイセンター	
六月五日	午前十一時から 正午まで	太田集会所	
〃	午後二時から 午後三十分まで		
六月六日	午前十時三十分から 正午まで	五所川原市市浦庁舎車庫	
六月七日	午前十時三十分から 正午まで	川倉ふれあいセンター	五所川原市
六月八日	午前十時三十分から 正午まで	つがるにしきた農業協同組 合喜良市出張所	

六月二十三日	午前九時三十分から 正午まで	山村開発センター	鯨ヶ沢町
〃	午後一時から 午後二時三十分まで		
六月二十二日	午前九時三十分から 正午まで	赤石公民館	鯨ヶ沢町
〃	午後一時から 午後二時三十分まで	つがるにしきた農業協同組 合鳴沢リングセンター	
六月二十一日	午前十時三十分から 午前十一時三十分まで	中村公民館	鶴田町
〃	午後一時から 午後三時まで	鶴田町役場車庫	
六月二十日	午前十時三十分から 正午まで	鶴田町役場車庫	鶴田町
〃	午後一時三十分から 午後二時三十分まで	〃 6号農業倉庫	
六月十九日	午前十時三十分から 正午まで	つがるにしきた農業協同組 合鶴翔ライスセンター	西目屋村
〃	午後一時から 午後二時まで	西目屋村役場車庫	
六月十五日	午前十時三十分から 午前十一時まで	大白公民館	深浦町
〃	午後一時から 午後二時まで	農村環境改善センター	
六月十四日	午前九時三十分から 正午まで	農村環境改善センター	深浦町
〃	午後一時から 午後二時まで	深浦町役場	
六月十三日	午前九時三十分から 正午まで	ふれあいと創造の館	五所川原市 芦野公園 バッテリー倉庫
〃	午後一時から 午後二時まで		
六月九日	午前十時三十分から 正午まで	五所川原市芦野公園 バッテリー倉庫	嘉瀬コミュニティセンター
〃	午後一時から 午後三時まで		

六月二十六日	午前十時三十分から 正午まで	富蒔公民館	つがる市
〃	午後一時から 午後三時まで	つがるにしきた農業協同組 合牛潟支店	
六月二十七日	午前九時三十分から 正午まで	つがるにしきた農業協同組 合牛潟支店	つがる市
〃	午後一時から 午後三時まで	車力ふれあい会館	
六月二十八日	午前十時から 正午まで	つがるにしきた農業協同組 合つがる支店一号倉庫	つがる市
〃	午後一時から 午後三時まで	繁田ライスセンター	
六月二十九日	午前十時から 午前十一時三十分まで	〃 繁田ライスセンター	つがる市
〃	午後二時から 午後三時まで	館岡コミュニティ消防セン ター	
六月三十日	午前十時から 正午まで	つがるにしきた農業協同組 合川除支店	つがる市
〃	午後一時から 午後三時まで	柏農村環境改善センター	
七月三日	午前十時から 正午まで	柏農村環境改善センター	つがる市
〃	午後一時から 午後二時まで	つがる市消防署森田分署裏 車庫	
七月四日	午前十時から 正午まで	つがる市消防署森田分署裏 車庫	つがる市
〃	午後一時から 午後三時まで	南広森コミュニティ消防 センター	
七月五日	午前十時三十分から 正午まで	南広森コミュニティ消防 センター	つがる市
〃	午後一時から 午後三時まで	ごしよつがる農業協同組合 柴田倉庫	
七月六日	午前九時三十分から 正午まで	ごしよつがる農業協同組合 柴田倉庫	つがる市
〃	午後一時から 午後三時まで	大畑倉庫	

〃	十月十八日	午後一時から 午後二時三十分まで	町立体育館	野辺地町
〃	十月十七日	午後一時から 午後三時まで	馬門公民館	
〃	十月十六日	午後一時三十分から 午後三時まで	横浜町役場前	横浜町
〃	九月二十九日	午前九時三十分から 正午まで	トラベルプラザサンシャイ ン	
〃	九月二十八日	午前十一時三十分から 午後二時まで	南地区交流センター	
〃	〃	午前十一時から 正午まで	中央公民館	六ヶ所村
〃	九月二十七日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	泊地区イベント広場	
〃	九月二十六日	午前十一時から 正午まで	六ヶ所村役場平沼出張所	
〃	〃	午後一時から 午後二時まで	倉内地区集会所	
〃	九月二十五日	午前十一時三十分から 午後二時まで	千歳平地区公民館	
〃	〃	午後一時から 正午まで	東北町役場本庁舎裏車庫	

青森県告示第三百一号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第五条第一項の規定により、青森県農業振興地域整備基本方針を変更したので、同条第三項において準用する同法第四条第七項の規定により公表する。

なお、当該変更後の青森県農業振興地域整備基本方針は、青森県農林水産部構造政策課及び各地域農政局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

公安委員会

青森県公安委員会告示第三十七号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第七条の規定により公示する。

平成二十九年四月七日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 検定の実施日時及び場所

1 実施日時

平成二十九年七月八日（土）午前九時から午後五時までの間

2 場所

青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県運転免許センター

二 検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第一条第四号に規定する交通誘導警備業務 二級

三 検定の定員

三十人（予定）

四 受検資格

- 1 青森県内に住所を有する者
- 2 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員である者

五 検定の方法及び内容

1 方法

検定は学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

2 内容

(一) 学科試験

- (1) 警備業務に関する基本的な事項
- (2) 法令に関すること
- (3) 車両等の誘導に関すること
- (4) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること

(二) 実技試験

- (1) 車両等の誘導に関すること
- (2) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること

六 検定申請の手続

1 検定申請の受付期間及び受付時間

- (一) 申請受付期間
平成二十九年五月二十二日(月)から同年六月九日(金)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)
- (二) 申請受付時間
午前九時から午後五時までの間
- (三) 申請受付の締切り
検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 検定申請の受付場所

- (一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署(警察署分庁舎を次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課

- (二) 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であるものは、当該営業所の所在地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課

3 検定申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 検定申請の書類

検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する場合に次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、四の2に該当する場合には次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、それぞれ添付すること。

- (一) 住所を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 一通
- (二) 営業所に属することを疎明する書面 一通
- (三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉

5 受検手数料

一万四千円分の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

七 検定当日受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

- 1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。
- 2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。
- 3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。

九 検定申請に関する問合せ先

- 1 青森県警察本部生活安全部保安課
電話〇一七―七二三―四二一一
- 2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(生活安全課又は刑事生活安全課

(発行者・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭